

平成26年5月27日

件 名	堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【経過】 ・平成19年度 「放課後児童クラブガイドライン（厚生労働省）」策定 ・平成24年8月 「子ども・子育て関連3法」成立 （児童福祉法第34条8項の2において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準について、厚生労働省で定める従うべき基準及び参酌すべき基準を踏まえて、市町村が条例で基準を定めることとされた。） ・平成25年5月～12月 「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会（有識者委員会・内閣府）」において、基準案を検討。 ・平成26年4月 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号）公布」 【現状・課題】 ・「放課後児童クラブガイドライン」で規定される基準を基に、放課後児童対策事業（のびのびルーム）等を実施している。 ・就労等家庭の増加に伴う、利用児童数の増加により、待機児童対策が求められている。
対 応 方 針 今 後 の 取 組 （ 案 ）	【対応方針】 ・国が定める基準と異なる基準を規定するほどの地域の事情も認められないことから、国の基本的な水準を堺市の基準とする。 【主な内容】 ○従うべき基準 ・職員関係（職員の資格、配置基準） ○参酌すべき基準 ・総論関係（放課後児童健全育成事業者の一般原則、職員の一般的要件） ・設備関係（専用区画、児童一人あたりの面積） ・その他（開所時間・日数、運営規定、衛生管理等） 【スケジュール（案）】 平成26年6月上旬～7月上旬 パブリックコメントの実施 平成26年8月 条例案を議会へ提案（9月制定） 平成27年4月※ 条例施行 ※施行日は、関連法の施行状況により遅れる場合がある。
効 果 の 想 定	・待機児童の解消 ・利用児童の支援に対する質の向上 ・指導員の質の向上
関 係 局 と の 政 策 連 携	財政局、子ども青少年局

堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について (概要)

平成27年度より施行される「子ども・子育て新制度」の実施により、放課後児童健全育成事業において、市町村が条例を定め、市内で事業を行う場合における基準を定めることとされた。条例の制定にあたっては、厚生労働省令により規定される基準(従うべき基準、参酌すべき基準)を基に制定する必要がある。

《対象児童》

小学校に就学している就労等家庭(保護者の就労、疾病、介護等)の児童。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第63号)」

【従うべき基準】

○職員の資格について

- ・「放課後児童支援員(有資格者)」であって、都道府県知事が行う研修を受講した者

※「放課後児童支援員」とは・・・保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者、小学校、中学校、高等学校、幼稚園の教諭となる資格を有する者、高等学校卒業者等で2年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって市町村長が適当と認めた者 等

○職員数について

- ・児童の集団の規模毎(おおむね40人以下)に「放課後児童支援員(有資格者)」を2名以上配置。ただし1名は補助員(有資格者でない者)に代えることができる。

【参酌すべき基準】

○児童の規模について

- ・児童の集団の規模はおおむね40人以下とする。
児童おおむね40人を1クラスとする。複数クラスも可とする。

○施設・設備について

- ・専用室・専用スペースを設ける。専用室・専用スペースは事業実施時間帯において専用的に利用できる場所(学校との共用スペース)も含めることができる。
- ・利用児童1人あたり面積をおおむね1.65㎡以上とする。

○開所時間及び日数について

【開所時間】小学校の休業日は一日につき8時間、それ以外は一日につき3時間

【開所日数】一年につき250日以上

○保護者、関係機関との連携

○その他の事項について

- ・以下の事項については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定されている内容を準用する。

・非常災害対策	・児童を平等に扱う原則	・虐待等の禁止	・衛生管理等
・苦情への対応	・帳簿の管理	・秘密保持等	

(案)

堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める。

(法第 34 条の 8 の 2 第 1 項の条例で定める基準)

第 2 条 法第 34 条の 8 の 2 第 1 項に規定する条例で定める基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。